

第 2 次吹田市自殺対策計画の策定について

1 策定の背景

- ・平成28年に改正された自殺対策基本法により、市町村において自殺対策計画を策定することが義務付けられ、平成31年3月に吹田市自殺対策計画を策定（計画期間は令和5年度まで）
- ・平成22年以降自殺者数は減少傾向にあったが、コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことを受け、全国的に令和2年は増加に転じており、コロナ禍の影響を踏まえた対策の強化が求められている。

2 本市におけるこれまでの議論の経過

【令和4年度の庁内会議および懇談会における主な意見】

- ・全国上位の自殺死亡率である「20歳未満」、「無職者・失業者」への対策強化が必要ではないか。
- ・40～50歳代の勤労世代の自殺者数が多いため、事業所も含めた対策強化が必要ではないか。
- ・庁内の各種窓口での相談対応に関する取組はしているが、今後も職員に対する啓発や人材育成が必要ではないか
- ・現在の計画のサブタイトルは「誰も自殺に追い込まれることのないまち」だが、市が発信するメッセージとしては、生きることに前向きになるような言葉でなければ響かないのではないか。

3 自殺対策における国や府の動き

ア 自殺総合対策大綱（新大綱）：政府が令和4年（2022年）10月に閣議決定

【新大綱のポイント（4つ）】

- ・子供・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- ・女性に対する支援の強化
- ・地域自殺対策の取組強化
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化

【重点施策（新設）】

- ・女性の自殺対策を更に推進する

【数値目標（自殺死亡率）】

- ・令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる。
平成27年（2015年）の自殺死亡率18.5
目標：令和8年（2026年）13.0以下

イ 大阪府自殺対策計画：令和5年（2023年）3月に策定

【重点施策（追加）】

- ・子ども・若者の自殺対策を推進する

【数値目標（自殺死亡率）】

- ・計画期間中、府内の自殺者数の減少傾向を維持する。
令和3年（2021年）の自殺死亡率15.6。
目標：令和9年（2027年）13.0以下

4 第2次吹田市自殺対策計画の方向性（案）

○基本的には現計画の内容を踏襲しつつ、国の新大綱や府の計画の方向性を踏まえて修正。
○最終目標「誰も自殺に追い込まれることのないまち」は、前向きに関わる姿勢を示したスローガンに変更。

例) 「いのち支える吹田市」「生きる希望のあるまちへ」など。

○市民意識調査を実施し、吹田市の現状に追加。

○現計画の基本施策と重点分野については、国の新大綱の「重点施策」に準じて整理、統合する。評価指標についても見直し予定。

【第2次吹田市自殺対策計画のポイント】

- ・ 子供・若者への支援
- ・ 女性に関する支援（新規）
- ・ コロナ禍の影響を踏まえた生活困窮者への支援
- ・ 勤労世代への支援